

第 14 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第 14 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

1. 事業報告

業務の適正を確保するための体制

および当該体制の運用状況の概要 1 頁

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 4 頁

連結注記表 5 頁

3. 計算書類

株主資本等変動計算書 11 頁

個別注記表 12 頁

第 14 回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令および当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.takara-bio.co.jp/ir>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

タカラバイオ株式会社

1. 事業報告

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社および親会社・子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) 当社グループ全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「タカラバイオコンプライアンス委員会」を設置し、運営する。
- ii) 同委員会は、その上位組織である当社の親会社の宝ホールディングス株式会社内に設置されているコンプライアンス委員会（当社からも委員およびワーキングメンバーを派遣）が制定する「コンプライアンス行動指針」により、当社グループの役員・社員のひとりひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育する。
- iii) 反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- iv) 役員・社員がグループ内の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が不可能または困難であるときの通報窓口として、「ヘルプライン」を宝ホールディングス株式会社のコンプライアンス推進部門内および社外第三者機関に設置し、運営する。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨をグループ全体に周知する。
- v) 「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努める。なお、内部監査担当部門は、被監査部署等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織とする。
- vi) 当社グループでは、関連法規および東京証券取引所が定める上場ルールを遵守し、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。
- vii) 当社と親会社である宝ホールディングス株式会社との関係に関しては、当社は、同社が持株会社としての連結経営管理の観点から定め、当社を含むグループ各社の独自性・自立性を維持しつつグループ全体の企業価値の最大化をはかることを目的として運用する「グループ会社管理規程」の適用を受け、当社取締役会等で決議された事項や当社および子会社の事業活動状況等の報告を定期的に同社に対して行う。
- viii) 当社と子会社との関係に関しては、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告を受けることに加え、重要案件については原則として事前協議を行うものとする。また、当社の監査役および内部監査担当部門は、連携して子会社の往査を定期的に行い、業務執行の適正確保の観点から監査を行う。

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認することができるように、株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書（社長決裁書等）その他の決裁書類などの職務執行状況の記録の作成指針・保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関する社内規程を制定する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) タカラバイオコンプライアンス委員会が、当社グループの「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「製品・商品の安全と品質」「安全衛生」その他当社グループを取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組む。
- ii) 緊急事態発生時には、「TaKaRa グループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて社長およびコンプライアンス担当役員を中心とした緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ii) 社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「職務権限規程」および「業務分掌規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備する。
- iii) 取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。
- iv) 内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。
- v) 当社子会社においても、当社に準じた管理体制を整備する。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助使用人を置く。

⑥取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会の他、事業部門戦略会議等の重要な会議に出席し、取締役会議事録・稟議書（社長決裁書等）その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求める権限を有する。また、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門は、監査役と緊密な連携を保持する。
- ii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。当社子会社の取締役は、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該子会社を管理する担当部門を経由して、当社の監査役に報告する。
- iii) 当社の取締役および監査役は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

⑦監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制に関する運用状況

当社社長を委員長とする「タカラバイオコンプライアンス委員会」を年2回開催しております。また、当委員会に紐づいた各専門委員会の活動報告および議論の場であるコンプライアンス報告会を毎月1回開催しております。反社会的勢力に対しては、新規のお取引先様については、取引開始前に反社会的勢力と無関係であることの調査を実施するとともに、契約書を締結する場合には、必ず反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むこととしております。また、既存のお取引先様については、新規のお取引先様と同様の調査を年1回実施しております。さらに、当社は、宝グループにおいて、法令違反・不正行為等に関して直接通報できる「ヘルプライン」を設置しており、コンプライアンス体制の機能を補完しております。

②内部監査に関する運用状況

内部監査担当部門は、監査役会と連携して当社および子会社の業務全般を対象に適法性・遵守性の観点から内部監査を実施しており、また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を評価し、その結果を当社社長へ報告するなどし、内部統制・内部牽制の充実に努めております。

③グループ内部統制に関する運用状況

当社社長を委員長とする「内部統制委員会」を年2回開催しております。また、常勤監査役および内部監査担当部門は、国内外子会社の往査を実施し、各社の「経営リスク」「遵法性」「効率性・有効性」を検証しております。さらに、子会社管理担当部門は、グループ会社管理規程に基づき、各子会社の経営状況および経営リスクの把握および本社からの情報提供に努めており、重要な子会社情報（重要な決裁、営業情報等）は、定期的に更新され関係者間で共有化されております。海外を含む各子会社とは、月次会議（電話会議等）の他、四半期ごとの経営会議および予算会議等、定期的な会議を通じて意思の疎通を図っております。

④効率的職務執行体制に関する運用状況

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度においては、18回開催し、各議案について活発な意見交換を行う審議および決議を行っております。また、取締役の職務の執行にかかる議事録等、業務上の重要な書類について、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。なお、当社は、執行役員制度を採用しており、執行役員会を原則毎月1回開催し、業務執行に関する協議・運営を行っております。

⑤リスク管理体制に関する運用状況

トラブル・事故等が発生した場合は、速やかに経営トップおよび監査役に報告するための緊急時対応報告制度を構築しており、適切な運用を行っております。

⑥監査役に関する運用状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度においては、13回開催し、毎月常勤監査役から社外監査役に日常監査の実施状況の詳細を報告しております。また、監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査実施計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。さらに、監査役会は、外部会計監査人との間で年6回の協議会を実施しております。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	14,965	32,893	8,142	56,001	3,777	△238	3,539	101	59,642
当期変動額									
剰余金の配当			△180	△180					△180
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,334	1,334					1,334
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△668	△18	△687	1	△686
当期変動額合計	—	—	1,153	1,153	△668	△18	△687	1	467
当期末残高	14,965	32,893	9,295	57,155	3,109	△257	2,852	102	60,110

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数

11社

② 主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称については「事業報告」の「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社 または関連会社の状況

持分法適用会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社8社の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なっております。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日との差異が3か月以内であるため、それぞれの決算日にかかる計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のあるもの

移動平均法による原価法

時価のないもの

②デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 4～10年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

なお、Clontech Laboratories, Inc. が計上した商標権については、FASB会計基準コーディフィケーショントピック350「無形資産—のれん及びその他」に基づき、償却を行わず、年1回および減損の可能性を示す事象が発生した時点で、減損の有無について判定を行っております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分および為替換算調整勘定に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 ロイヤリティ支払に伴う外貨建債務

ヘッジ方針

為替相場の変動による外貨建債権債務への影響を軽減するため、経理規程に従いヘッジ対象にかかる為替相場の変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段である為替予約は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定することから、ヘッジ開始時およびその後においても継続してキャッシュ・フローの変動が相殺されるものであるためヘッジ有効性の判定は省略しております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

④ のれんの償却に関する事項

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

のれんの償却については、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)および事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 13,600 百万円
- 担保に供している資産および担保にかかる債務
建物及び構築物 324 百万円および土地 250 百万円を長期借入金（1年内含む）122 百万円の担保に供しております。

連結損益計算書注記

減損損失

当社グループは、減損の兆候を判定するにあたり、遊休資産を除き、原則として事業部門ごとを1つの資産グループとして資産のグルーピングを行っており、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失（281百万円）を計上いたしました。

（単位：百万円）

用途	場所	種類及び減損損失				
		建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	解体費用	合計
遊休資産	当社大津事業所（旧本社） （滋賀県大津市）	209	0	8	63	281

①減損損失を認識するに至った経緯

当社は、平成27年8月に本社機能を滋賀県大津市から草津市に移転いたしました。移転後の大津事業所において今後使用予定のない固定資産について、減損損失を認識いたしました。

②回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値によって測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため0円と評価しております。

連結株主資本等変動計算書注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	120,415,600	—	—	120,415,600
合計	120,415,600	—	—	120,415,600
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	180	1.50	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成28年6月24日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	216	1.80	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い金融資産に限定して余資を運用しております。デリバティブ取引については、将来の為替相場の変動による外貨建金銭債権債務への影響を軽減する目的で行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、概ね同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあります。

有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、債券発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主として設備投資にかかる資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後6年であります。また、運転資金の調達を目的とした一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務にかかる為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ②重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社は、営業管理規程および与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況等をモニタリングすることにより、回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、経理規程に従い、格付の高い商品のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を格付の高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、設備投資にかかる資金調達を目的とした借入金は固定金利であるため、金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引の執行・管理については、経理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	19,384	19,384	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	6,830 △41		
	6,788	6,788	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	9,721	9,723	1
(4) 支払手形及び買掛金	(1,690)	(1,690)	—
(5) 短期借入金	(63)	(63)	△0
(6) 未払金	(1,530)	(1,530)	—
(7) 未払法人税等	(515)	(515)	—
(8) 長期借入金	(130)	(133)	△3
(9) デリバティブ取引 (*2)	(4)	(4)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務とな

る項目については、()で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
- (1) 現金及び預金および(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
信託受益権、譲渡性預金および外国債券であります。これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。外国債券については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
- (4) 支払手形及び買掛金、(6) 未払金および(7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 短期借入金および(8) 長期借入金
元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引
- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	当該時価の算定方法
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	239	—	△2	△2	取引先金融機関から提示された価格等による
	売建 ユーロ	107	—	△0	△0	
	中国元	51	—	△0	△0	
	直物為替先渡取引 売建 韓国ウォン	47	—	△1	△1	
	合計	445	—	△4	△4	

- ② ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。
- 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	ヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	未払金	43	—	△0	取引先金融機関から提示された価格等による
	ユーロ		3	—	△0	
	合計		47	—	△0	

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額2百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、開示対象から除いております。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	19,384	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,830	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 信託受益権	2,000	—	—	—
(2) 外国債券	7,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 譲渡性預金	723	—	—	—
合計	35,937	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	47	20	20	20	21

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 498円34銭

1株当たり当期純利益 11円08銭

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	14,965	32,893	7,584	55,443	55,443
当期変動額					
剰余金の配当			△180	△180	△180
当期純利益			701	701	701
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	521	521	521
当期末残高	14,965	32,893	8,105	55,964	55,964

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式
満期保有目的の債券
その他有価証券
時価のあるもの
時価のないもの
 - (2) デリバティブの評価基準および評価方法
 - (3) たな卸資産の評価基準および評価方法
 2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - (3) リース資産
 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - (2) 賞与引当金
 - (3) 退職給付引当金
 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) ヘッジ会計の方法
 - (2) 消費税等の会計処理
- 移動平均法による原価法
償却原価法（定額法）
- 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法
- 時価法
- 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 定額法によっております。
- 定額法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表注記

- | | | |
|---------------------------------------|-------|-----|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 (区分表示したものを除く) | 437 | 百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債務 | 428 | 百万円 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,136 | 百万円 |
| 4. 保証債務 | | |
| 金融機関等からの借入債務および賃借料の支払いに対し、保証を行っております。 | | |
| 瑞穂農林株式会社 | 178 | 百万円 |
| Clontech Laboratories, Inc. | 655 | 百万円 |

損益計算書注記

- | | | |
|------------------------------|-------|-----|
| 1. 関係会社との取引高 | | |
| 売上高 | 4,142 | 百万円 |
| 仕入高 | 3,954 | 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 185 | 百万円 |
| 2. 減損損失 | | |
| 「連結注記表」の「連結損益計算書注記」をご参照ください。 | | |

株主資本等変動計算書注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

税効果会計関係注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	187 百万円
繰越欠損金	123
たな卸資産評価損否認	57
賞与引当金否認	55
減価償却限度超過額	43
退職給付引当金否認	43
貸倒引当金繰入超過額否認	37
未払事業税	21
固定資産除却損	15
その他	60
繰延税金資産小計	645
評価性引当額	△645
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	△0
繰延税金負債の純額	△0

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債－繰延税金負債	△0 百万円
-------------	--------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.0 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△57.2 %
地方税均等割	0.9 %
外国源泉税	16.7 %
評価性引当額の増減	19.5 %
過年度法人税等	16.8 %
移転価格課税所得調整額	4.1 %
その他	△0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.0%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

関連当事者との取引関係注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	瑞穂農林株式会社	(所有) 直接 49%	役員の兼任 当社へ製品を納入 当社から原材料等を購入 当社が金銭を貸付 当社が債務を保証	資金の貸付 (注)	790	関係会社短期貸付金	183
				資金の回収 (注)	772	関係会社長期貸付金	1,390
	Clontech Laboratories, Inc.	(所有) 間接 100%	役員の兼任 当社へ商品を納入 当社から製品を購入 当社が債務を保証	商品の納入 債務の保証	1,884 -	買掛金 保証債務	208 655

(注) 貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保および保証料は受け入れておりません。

ただし、資金の貸付のうち 700 百万円については無利息としており、これに対して 114 百万円の貸倒引当金を計上しております。

退職給付関係注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、退職一時金制度、確定拠出年金制度および確定給付企業年金制度から成っております。

2. 退職給付債務に関する事項 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

イ. 退職給付債務	△934	百万円
ロ. 年金資産	533	
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△401	
ニ. 未認識数理計算上の差異	391	
ホ. 未認識過去勤務費用	△133	
ヘ. 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△144	
ト. 前払年金費用	288	
チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	△433	

3. 退職給付費用に関する事項 (平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで)

イ. 勤務費用	64	百万円
ロ. 利息費用	8	
ハ. 期待運用収益	△10	
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	46	
ホ. 過去勤務費用の費用処理額	△26	
ヘ. 確定拠出年金制度への掛金等	31	
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	113	

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 割引率	
確定給付企業年金	0.9%
退職一時金	1.0%
ロ. 長期期待運用収益率	2.0%
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ホ. 過去勤務費用の額の処理年数	10年

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	464 円 76 銭
1 株当たり当期純利益	5 円 83 銭